

令和5年第2回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令和5年3月23日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	3月23日午後2時0分宣告（第5日）		
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫	2 番 長 良 俊 一 4 番 井 戸 太 郎 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子	
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 ま ち 未 来 推 進 室 参 事 観 光 産 業 課 参 事 総 務 防 災 課 主 幹	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 西 谷 英 樹 山 崎 孔 史 末 永 潤 子 浅 井 利 育 乾 充 喜 岡 田 康 裕 酒 井 智 志 竹 吉 一 人 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 寺 口 浩 代 島 野 千 洋 向 山 晃 弘	
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵	

町長提出議案 の 題 目	第1号に同じ
議員提出議案 の 題 目	発議第1号 平群町議会の個人情報の保護に関する条例の 制定について 発議第2号 物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見 書(案)
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 5 年 第 2 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 5 号)

令和 5 年 3 月 23 日 (木)

午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 15 号 | 令和 5 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 16 号 | 令和 5 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 17 号 | 令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 18 号 | 令和 5 年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 19 号 | 令和 5 年度平群町下水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第 20 号 | 令和 5 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第 21 号 | 令和 5 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第 22 号 | 令和 5 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 議案第 23 号 | 令和 5 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 議案第 24 号 | 令和 5 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 議案第 25 号 | 令和 5 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 13 | 発議第 1 号 | 平群町議会の個人情報保護に関する条例の制定について |
| 日程第 14 | 発議第 2 号 | 物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書 (案) |
| 日程第 15 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆様、こんにちは。

町長より、松本総務防災課長が忌引きのため、本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、松本総務防災課長が欠席のため、向山主幹が本会議に出席いたします。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、令和 5 年平群町議会第 2 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第 1 諸般の報告を行います。

3 月 20 日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（山田仁樹）

それでは、報告をさせていただきます。

去る 3 月 20 日月曜日、午後 2 時より、公共交通対策特別委員会を開催いたしました。案件につきましては、デマンド型乗合タクシー及びコミュニティバス利用状況の報告及び令和 5 年度事業計画等についてです。当局より説明を頂き、協議を行いました。

以上のとおり、公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして、住民福祉部長より発言を求められていますので、許可いたします。住民福祉部長。

○住民福祉部長

貴重な時間を頂き、ありがとうございます。

令和 5 年 4 月以降の新型コロナワクチン接種についてです。

令和 5 年 3 月 9 日に国から受けた今後のワクチン接種についての方針では、接種時期、接種対象等が示され、特例臨時接種としての実施期間が令和 5 年 3 月末から令和 6 年 3 月末までに延長され、4 月以降も自己負担なしで接種を受けられることになり、対象者は 5 歳以上の全ての者で、接種時期を令和 5 年秋冬に 1 回とされました。ただ、65 歳以上の高齢者、重症化リスクが高い方、

医療・介護機関従事者等については、令和5年の春夏に1回追加接種を行うこととされ、5月8日より開始されます。この春夏接種に向けて、新たな接種券の発送など、新型コロナワクチン接種体制を早々に確保したいところですが、令和5年度当初予算には5年度のワクチン接種に係る事業費を計上しておりません。つきましては、早急に予算措置をする必要があることから、一般会計の補正予算を4月3日付で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、事前にお知らせさせていただきます。

なお、個別接種については5月8日から、プリズムで実施する集団接種については、6月中頃に開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えており、予算規模につきましては、春夏接種1回目実施の予算として、約2,500万円を見込んでおります。秋冬の接種に係る予算については、改めて議会に補正予算を上程させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

貴重なお時間、ありがとうございました。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第2 | 議案第15号 | 令和5年度平群町一般会計予算について |
| 日程第3 | 議案第16号 | 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第4 | 議案第17号 | 令和5年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第5 | 議案第18号 | 令和5年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第6 | 議案第19号 | 令和5年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第7 | 議案第20号 | 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第21号 | 令和5年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第22号 | 令和5年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第23号 | 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第24号 | 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第25号 | 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計予 |

算について

以上 11 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 11 件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（窪 和子）

去る 3 月 3 日、平群町議会第 2 回定例会の本会議において付託を受けた令和 5 年度平群町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各事業会計予算の議案 11 件について、本委員会での審査内容と審査結果を報告いたします。

予算審査については、3 月 7 日に一般会計の審査を行い、3 月 8 日に各特別会計、各事業会計の審査を行いました。

議案第 15 号 令和 5 年度平群町一般会計予算について

予算額は 72 億 2,000 万円で、前年度と比較して 3 億円の増額となっています。本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに行い、次に歳入全般を行いました。その主な審査内容について、順次報告をいたします。

歳出全般。緊縮予算の中でも特徴とすべき予算についてただされ、まち未来推進費を新たに創設して、定住促進策や民設民営の認定こども園の補助事業など、新しい政策的な予算編成をしたとの答弁がありました。

育休・産休や病気休暇の取得者数についてただされ、4 年度で育休 13 名、産休 3 名、病気休暇 15 名との答弁がありました。

また、男性も育休・産休を取得できる職場環境をつくっていくべきだと考えるが、町の現状についてただされ、過去に 1 名、4 年度で 1 名取得しており、男女にかかわらず、積極的に取得できるような環境づくりに努めたいとの答弁がありました。

光熱水費の高騰による予算額への影響についてただされ、4 年度当初予算と比較して、1,643 万 7,000 円の増額であるとの答弁がありました。

議会費。機械器具購入費の内容についてただされ、議会中継用の録画に不具合が発生しており、機器の交換や増設を行うとの答弁がありました。

総務費。一般管理費の維持補修工事 500 万円の内容についてただされ、役場前駐車場の約 400 平米の舗装工事で 400 万円を見込んでおり、残りは庁舎管理の維持補修であるとの答弁がありました。

財産管理費で、公売のために鑑定委託料や調査委託料を毎年計上しているが、売ることができずにいるので、町で有効利用する施策を考えてはどうかとただされ、公共施設の総合的な考え方で施設用途がなくなり、行政利用できないものを普通財産として処分していくことになるので、もう一度行政利用でき

るか内部で検討し、経費と費用対効果を見ながら財産管理を行いたいとの答弁がありました。

防災備蓄は品目によって達成率にばらつきがあるが、達成のめどについてどのように考えているのかただされ、必要度の高いものは毎年入替えも含めて備蓄を進めており、できるだけ早い時期に100%に近づきたい。飲料水やアルファ米など、期限のあるものは入替えの際に期限切れ前のものを地域の防災フェスタで配布しているとの答弁がありました。

新しく創設したまち未来推進費3,572万1,000円は、次年度に向けて、先駆けとなる予算計上であるのかただされ、町に1人でも多くの人が住んでいただけるような様々な事業に取り組む予算で、5年度の事業を執行する中で6年度に継承していくものがあれば継承していきたいと考えており、人口が増えるシステムづくりや環境整備に前向きに取り組みたいとの答弁がありました。

新規施策の結婚新生活支援交付金の対象についてただされ、対象者は5年3月1日から6年3月31日までに婚姻されて、夫婦共39歳以下、夫婦合計所得500万円以下であることと、5年以上平群町に住んでいただく誓約書を提出いただき、5年未満で転出される場合は居住年数に応じて返還制度を設けている。できるだけ住み続けていただける制度として発足したいとの答弁がありました。

また、若い世代に平群町へ来て住んでもらうことが大きな目的であるため、PRをどのように考えているのかただされ、リーフレットを作成し、掲出や婚姻届提出時の手渡し、SNSで情報発信等、1人でも多く申請いただけるよう周知していきたいとの答弁がありました。

町議会議員選挙において、公職選挙法改正により供託金制度が導入されたが、近隣7町のうち、平群町だけ公費負担制度がない。町や議会の活性化のためには、若い世代が立候補しやすい環境にしないといけないが、どのように考えているのかただされ、制度上は公費負担できるが、財政が厳しく平群町は公費の対象としていない。今後、財政が上向きになれば検討課題としたいとの答弁がありました。

民生費。高齢化率と認知症の人数についてただされ、5年2月末現在で人口1万8,421人、65歳以上の人口7,125人、高齢化率38.7%、認知症の方は、4年3月1日時点で857人との答弁がありました。

認定こども園施設整備事業の一般財源4,770万円について、建設費の高騰により、今後、総事業費が変われば町の負担額も変わるのかただされ、工事費に伴い、補助基準額も影響はあるが、一定の基準を超えた場合は補助基準額

の対象外となるので、若干影響を受ける可能性があるとの答弁がありました。

北小学校は、全児童の3分の1が学童保育の申込みをされており、利用率が高い。若い世帯を呼び込む施策に対応するためには学童保育の整備が必要だと考えるが、どのような方向性を持っているのかただされ、子育て支援や子どもの居場所確保のため、年度当初に待機児童が出ないように、保育室や指導員を増やして対応している。夏休み等は学校に協力いただいて、2階の普通教室を活用して分散保育を実施しており、引き続き学校施設を活用して運営していきたい。また、学校施設を一旦学童保育所に転用すると、今後、学校施設としての使用ができない懸念があるので、児童数の推移や入所率、出席率等を十分勘案して、効果的に施設を活用できるよう、今後の調査研究の課題としたいとの答弁がありました。

こども園の待機児童の見込みについてただされ、2月末現在の一斉申込みにおける入所保留は、ゼロ歳児1名、1歳児2名、5歳児4名、計7名で、定員超過による待機児童となっているのは5歳児4名のみであるとの答弁がありました。

旧人権交流センター運営費の事業・業務委託料713万9,000円の内容についてただされ、解体工事設計を行ってから2年半が経過したため、積算単価等の見直し費用30万8,000円と、解体前に周辺家屋の状況等を調査する費用683万1,000円との答弁がありました。

また、解体後の土地利用の方針についてただされ、若井集会所を増築等で対応するため、今後、地元と協議することになっているとの答弁がありました。

衛生費。新型コロナウイルスワクチンの償還金1億2,600万円に関連して、補助金申請額と実績についてただされ、申請額が2億4,100万円に対して、実績は1億1,500万円であった。多額の返還金が生じた理由は、接種率や事務経費等の予測がつかず、接種率を100%で積算したためとの答弁がありました。

清掃センターの仮置き焼却灰の搬出についてただされ、5年度に予算計上して搬出していく計画であったが、財政事情で見送ることになった。今後も財政状況を見ながら慎重に進めていきたいとの答弁がありました。

塵芥処理費の維持補修工事3,530万円の内訳についてただされ、清掃センターで使用している上水をくみ上げる加圧ポンプ等の老朽化により送水エラーが度々発生しているため、機器の更新費用に約530万円を予算計上している。残りの3,000万円は昨年7月に焼却炉1基が故障したこともあり、今回の修繕箇所以外にも老朽箇所がかなりあるため、最優先箇所から計画的に行うものである。施設があと何年もつかは分からないとの答弁がありました。

ごみ減量の取組についてただされ、生ごみ減量については、キエーロに係る経費を計上しており、現在おられるモニターの方を中心に広げていきたいと考えている。また、紙類等資源ごみの分別を徹底しやすくするために、新たなリサイクルステーションを町の北部と南部に増設し、焼却ごみを少しでも減らすよう取り組んでいるとの答弁がありました。

農林水産業費。上庄・梨本地区特定農業振興ゾーン整備事業についての地元との合意形成についてただされ、設計費3,000万円、工事費8億円で全体事業費8億3,000万円、6.5%は地元負担金となり、県と町と地元が協議し、御理解を頂いているとの答弁がありました。

櫛原地区の治山工事費300万円についてただされ、山口神社の北部地域において、過去の大雨による人家の裏山の山腹崩落により、人家に被害が出た。現在も浸食等が進行し、不安定な状況であるため、人家への影響を及ぼす可能性を除くための復旧工事費であるとの答弁がありました。

商工費。時代祭り実行委員会補助金150万円の内訳についてただされ、第12回の令和5年度に実施するための補助金75万円と、令和6年度に実施するための補助金75万円で、合計150万円であるとの答弁がありました。

土木費。北公園と中央公園の大型遊具の入替えについてただされ、中央公園は、3年度に大型木製遊具の老朽化により撤去し、600万円の予算計上を行い、北公園は、今年1月に遊具の損傷が原因で負傷者が発生し、修繕に多額の費用がかかるため、新たにFRP製の大型遊具を設置するため、400万円の予算計上をした。また、中央公園の滑り台については、5年度に遊具の総合点検を行い、修繕が必要な場合、対応したいとの答弁がありました。

消防費。町消防団の現在の状況についてただされ、定員は74名に対して、本部が7名、第一分団が20名、第二分団が20名、第三分団が21名、計68名で定員に満たしていないが、毎年消防団員の募集を広報に掲載し、商工会とも連携し、団員の確保に努めているとの答弁がありました。

消防弱点地域は解消したのかただされ、町内に8か所あり、水道配管の伏せ替え工事等を計画しているが、予算がかさむことから、公共工事と併せてできるよう検討している。現在、消火栓の老朽化による水漏れ等が各地域で発生しており、修繕料で対処しているとの答弁がありました。

教育費。不登校対策について、講師謝礼200万円の内訳と、不登校児童数や支援についてただされ、不登校対策学習支援相談員として120万円、新規事業で、学校外国人児童生徒対応の学校生活支援配置事業として80万円計上している。不登校児童数は、小学生16名、中学生11名で、支援センターには不登校児童として認定している児童以外も通っておられ、小学生12名、中

学生17名、高校生4名の合計33名で、学校に復帰できるような支援や対策を行っているとの答弁がありました。

中学校の維持補修工事についてただされ、緊急を要する雨水排水管工事に120万円、汚水排水管工事に130万円、生徒昇降口の防水工事に50万円、計300万円を計上しているとの答弁がありました。

ウォーターパークの廃止を撤回する考えはあるのかただされ、3年12月に体育施設条例を改正し、廃止をしたので、変更する考えはないとの答弁がありました。

歳入全般。固定資産税の償却資産分の収入見込みが100%になっているのはなぜかとただされ、償却資産は、申告いただいて賦課をする形になるので、納税の意思があるとして100%で計上しているとの答弁がありました。

また、償却資産の課税について、国税では損金扱いにできるので、事業者としては全体ではマイナスにならないのではないかとただされ、償却資産は事業に供する資産であるので、経費として控除できるとの答弁がありました。

一時的な期間を過ぎても固定資産税の超過税率が据え置かれているので、物価の高騰や経済状況を考えて段階的にでも引き下げていく考えはないのかただされ、平成20年度から長期にわたって超過税率を課していることは大変心苦しいが、財政が厳しい折、当面この税率にさせていただきたいとの答弁がありました。

入湯税の使途についてただされ、温泉に入られるというのは観光客になるので、観光環境整備基金に全額積み立てて、観光施設等の整備の際に取り崩して運用しているとの答弁がありました。

町営住宅と改良住宅の管理戸数についてただされ、町営住宅は下垣内住宅9戸、福貴住宅7戸、西宮住宅11戸、若井東住宅12戸、若井北住宅11戸、くろもと団地36戸で、計86戸、改良住宅は54戸との答弁がありました。

討論では、4年連続の緊縮予算で、3年連続で未確定財源を計上していないことは、地方債を3年度と4年度に前倒して償還し、5年度の公債費を10億円以内に抑えたことで、この間の緊縮予算で基金等の剰余金が6億円を超えたことによるもので、一定の評価をしたい。なお、新年度予算は、公債費が10億円以内にもかかわらず、財政調整基金を1億2,600万円取り崩し、予算上の実質単年度収支は1億円以上の赤字となっているが、この基金の取崩しは3年度の新型コロナ感染症予防ワクチンの償還金に充てるものであり、これを除けば収支の均衡が取れている。その一方、厳しい町財政を理由に、職員給与の大幅なカット、固定資産税の超過税率、減量効果を出せていない家庭ごみ有料化等の住民負担増を継続しながら、存続を求める声が多かったウォーターパ

ークの再開は拒否し、櫛原山林のメガソーラー開発に関わる下流河川水路の安全確保には消極的で、仮置焼却灰搬出を休止したままで、剪定枝や生ごみ堆肥化への道筋を不透明にする等、住民の願いに逆行した予算編成となっている。定住促進や移住支援、民間こども園の整備等、一定評価すべき施策はあるものの、住民負担を段階的にでも解消しようとする姿勢が見受けられない予算案には反対する旨の討論がありました。

一方、歳入歳出総額は72億2,000万円で、4年度予算から3億円の増額となっているが、過年度の国庫補助金の還付の増加によるもので、厳しい財政状況を鑑みた緊縮型の予算編成である。その中で、民間認定こども園の整備、結婚新生活支援交付金や移住者支援交付金、特定農業振興ゾーンの整備、デジタル化推進、子ども医療費無償化の継続、中学校長寿命化実施に向けた基本計画の作成、デマンドタクシーの実証運行の継続、庁舎建設基金の積立て等が盛り込まれた予算であると考えられる。歳入面ではふるさと納税の増加も見込んでおり、町税が減少する中、交付税や国県支出金の増額等により、未確定財源を計上することなく予算編成ができ、緊急財政健全化計画を着実に実施しながら、定住促進策や子育て支援策等が盛り込まれた予算であることから賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

予算額は634万4,000円で、前年度と比較して73万7,000円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第17号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計予算について

予算額は24億3,700万円で、前年度と比較して4,800万円の減額となっています。

質疑では、4年度の剰余金が2億円、5年度の予算上の実質単年度収支の赤字が3,668万円で、県統一料率前の5年度末の剰余金は1億6,000万円となり、5年度も4年度並みに引下げをしても剰余金が1億3,000万円残るので、物価高騰の折、少しでも住民の生活を守るという立場で税率を引き下げる考えはあるのかただされ、6年度以降、県の保険税率に沿って課税して納付金を納めることになる。剰余金は、収納率が低くなった場合等に使っていないといけない状況にあり、今後も保健事業を行っていく上でも必要となる

ので、5年度に減税することは考えていないとの答弁がありました。

討論では、国保税率を4年度に引下げましたが、それでも県下で一、二番に高い状況である。県は6年度から、県内どの自治体に住んでも同じ国保料率にするとしているが、4年度末の剰余金見込み2億円を活用して5年度に税率を少しでも引き下げるべきだと主張したが、町長にその考えはないことから、本予算案には反対する旨の討論がありました。

一方、5年度は4年度と比べて約5,000万円少ない予算となっており、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金が減少しているが、それに見合う県の交付金も減少するため、収支のバランスは保たれている。県に納める国民健康保険事業費納付金は財源が保険税となっており、4年度に均等割を4,000円減税し、5年度も引き続き減税した状態であるので、納付金の財源が不足することになるが、剰余金を活用し、収支バランスを保たれている。今後の不測の事態に備えるため、剰余金をある程度残しながら被保険者の負担を軽減したことは評価でき、6年度の県単位化が目前に迫っているので、安定した財政運営を維持したまま移行していただくことを期待して、本予算案については賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 令和5年度平群町水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は5億3,125万2,000円、事業費用は5億3,992万1,000円、資本的収支の収入は2億4,778万4,000円、支出は2億8,592万6,000円となっています。

質疑では、県域水道一体化になっても一般会計からの繰入金は継続されるのかただされ、過去の簡易水道統合事業の工事費の半分を繰り入れており、県域水道一体化になっても引き続き繰入れされ、24年で終了予定であるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 令和5年度平群町下水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は4億5,588万6,000円、事業費用は3億8,784万6,000円、資本的収支の収入は1億4,524万8,000円、支出は2億8,089万4,000円となっています。

質疑では、水道事業が県域一体化になってからの下水道料金の取扱いについてただされ、検針等は水道料金と切り離すことができないため、引き続き一緒に行っていく予定であるとの答弁がありました。

公共下水道の接続率と今後の下水道事業の進め方についてただされ、5年度

に緑ヶ丘の最終を接続すれば、接続率62.8%になる予定で、集中浄化槽の地域は、北信貴ヶ丘で1か所残るが、管理していただいている三郷町との協議を進めていくことになり、具体的な接続時期は決まっていない。基本設計は初香台と福貴団地で終わっているが、実際に工事をすると多額の費用がかかるので、実施時期は慎重に見極めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
予算額は3,439万円で、前年度と比較して42万3,000円の増額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和5年度平群町学校給食費特別会計予算について
予算額は6,445万3,000円で、前年度と比較して59万4,000円の減額となっています。

質疑では、地産地消の取組で、地元産野菜の品目と使用率についてただされ、3年度は18品目で8.9%、4年度は11品目、7.6%に下がる見込みである。生産農家の御都合や天候に左右される部分もあるが、5年度も積極的に地元野菜を取り入れて、安心・安全の給食を提供していきたいとの答弁がありました。

食品ロスの観点から、献立等を工夫していただいているが、学校給食での食べ残し状況や対策についてただされ、4年度現時点で、学校全体で1日平均16.2キログラムの残渣が出ている。献立、調理、味つけ、見た目の工夫をしたり、子どもたちが好きなお楽しみ給食やリクエストメニューを取り入れたたり、少しでも食べ残しを減らすように努力しており、コロナ禍が落ち着いてきたので、栄養士が学校に出向いて、給食指導についても取り組んでいるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和5年度平群町介護保険特別会計予算について
予算額は22億2,492万1,000円で、前年度と比較して1億1,608万5,000円の増額となっています。

質疑では、デマンドタクシーの現状認識や利用者の声についてただされ、3年10月から実証運行を開始し、4年度に入り、利用者や登録者数も増加し、オペレーターになかなか電話が繋がらず、御迷惑をおかけしている反面、うれしい反響であると考えている。運行時間の延長、土日の運行、運行区域につ

いても利用者から要望を聞いているが、他の公共交通機関への影響があることから、地域公共交通会議や公共交通対策特別委員会で検討していただき、協議を進めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
予算額は49万5,000円で、前年度と比較して1万5,000円の減額となっています。

質疑では、一般貸付1万円、特別貸付1万5,000円というのは、今の御時世では安いと思うので、金額の見直しをしてはどうかとただされ、貸付事業の原資である基金が200万円であるため、金額的にこのような設定になっている。所得制限等があり、高等教育の奨学金制度が拡充していることから、町の制度が活用されなくなっており、今後検討が必要かと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
予算額は5億2,006万5,000円で、前年度と比較して474万7,000円の増額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
予算額は1,340万円で、前年度と比較して2万8,000円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

令和5年3月23日
予算審査特別委員会
委員長 窪 和 子

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第15号 令和5年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○7番

新年度一般会計予算案には反対をいたします。

新年度予算は、予算総額72億2,000万円、2020年度から4年連続の緊縮予算ということで、3年連続で未確定財源を計上していない予算編成になっています。これは、この間、地方債を昨年度と今年度、前倒し償還したことで、新年度の公債費を10億円以内に抑えたことですね。この間の緊縮予算の編成で、基金等の剰余金が6億円を大きく超えた、この2点によるものだと考えています。この点については評価をしたい。

なお、新年度予算は、公債費が10億円以内にもかかわらず、財政調整基金の取崩し、先ほども報告ありましたけれども、これについては、一昨年のコロナのワクチン接種の国から来るお金が多くなり過ぎたということで、その分を返す、2年前の黒字の分を新年度で返すということで、これはだから、この基金取崩しについてはそういう理由だということで、これについても理解はできます。これらを除けばですね、収支は均衡が取れてるということになります。

また、新年度予算にはですね、本町にとって喫緊の課題である現役世代の定住促進として、新年度の定住促進交付金、移住支援交付金、また民間のこども園の整備、これらについてはですね、私どももこの間、定住促進については様々な意見を述べてきましたし、そのような意見がある程度反映していただいたものだと、この点についても大いに賛成の立場です。

しかし、新年度予算案はですね、厳しい財政を理由にですね、またぞろ職員給与の大幅カットをする。そして、15年前に強行して、いつ終わるかも分からない固定資産税の超過税率。答弁でも、全く先が見えない、要するに、いつまで続けるのかの見通しも示せない、そういう固定資産税の超過税率が続いています。また一方で、減量の効果も出せないまま家庭ごみの有料化を取り続けていると。適切な施策が打ち込めていない。今年度、新たにキエーロということで、ちょっと推進するような動きになってますが、さてこれで、そんなに簡単に生ごみを減らすことができるのか、非常に疑問です。やらないよりはもちろん、やることに対しては反対ではありませんけれども、これまで言ってきた、基本的には生ごみ堆肥化をする施設をきちんと町施設として造っていく。そうでないとですね、結局は、少しは減るかどうかわかりませんが、大きな効果に

は至らない、このように考えています。

その点についてもですね、今回の予算委員会の質疑でも、その場所となるためのダイオキシンを含んだ仮置き焼却灰、途中で結局出さないまま放置する、そういうことが行われですね、新年度予算にも排出の予算が盛り込まれていない、こういう問題があります。

このようにですね、結局住民の願いと、もう一つはですね、メガソーラーの問題ですね。櫛原山林のメガソーラー開発に関わっては、県は、先月24日に変更申請を許可しましたけれども、しかし、県の新たな変更申請には問題があるということで、これは国のほうもですね、厳密計算をすれば、住民の皆さんがおっしゃってるほうが、正しいとか正しくないとは言いませんが、計算すればそうなるということは認めてるわけです。にもかかわらず、県のほうはかたくなに今のままで大丈夫なんだというようなことを言ってるわけですが、住民の命に関わる問題ですから、慎重の上にも慎重にやらなければならない。それを、1番の身近な行政である平群町がですね、県に対してしっかり物を言う、こういうことが大事なわけですが、この点についても、町長の姿勢は非常に不十分、予算の内容に盛り込まれたということではないですが、町の執行姿勢として非常に不十分だというふうに考えています。

特に、下流水路の改修についてはですね、3年確率で水があふれるところが33か所中21か所もあるというような結果にもかかわらずですね、最低限の改修で大丈夫なんだというようなことを説明してるわけですが、それについても、住民の皆さんは納得してない。それに対して、きちっと町として説明したり、また改善していくという姿勢も抜けている、今度の予算案にはそれは全く反映されていませんから、そういう点についても問題がある。

いずれにしても、一定評価すべき施策はあるものの、住民負担を段階的にも解消しようとする姿勢がないこと、また住民の安心・安全、これらの点についてもですね、一定、私は問題ある姿勢だということも含めてですね、残念ですが、2023年度の一般会計予算案には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。長良議員。

○2 番

私は、令和5年度一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本町の財政状況は、令和5年2月20日の全員協議会で御説明いただいたように、大変厳しい状況にあります。令和5年度予算案から観点がずれているか

と思われるかもしれませんが、平群町緊急財政健全化計画の見直しについて触れさせていただきます。

本町は、奈良県の重症警報が引き続き発令中の町であり、実質公債費比率、将来負担比率、基金残高比率など、各財政指標県内ワーストワンで大変厳しい状況にあります。これに伴い、県と確認した財政健全化の方策を基に予算案を作成していただいていると考えます。

取組内容については、歳出については、経常経費の適正化、投資的経費など、歳入については、税徴収、資産運用などです。この健全化計画の考え方を基調にし、令和5年度の予算を私なりに審査させていただきました。

歳入歳出総額は72億2,000万円で、前年度予算から3億円の増額ですが、過年度の国庫補助金の還付の増加によるもので、厳しい財政状況を鑑みた緊縮型の予算編成に変わりはありません。西脇町政2期目の予算執行に当たり、町民の方々とお約束させていただいた6点を盛り込み、考えた予算案と考えています。

1点目は、緊急財政健全化計画の着実な実施など、2点目は、特定農業振興ゾーンの整備など、3点目は、デジタル化推進など、4点目は、子ども医療費無償化の継続や中学校長寿命化実施に向けた基本計画の策定など、5点目は、デマンドタクシーの実証運行の継続など、6点目は、庁舎建設基金の積立てなどです。

また、主要事業については、緊縮型予算執行であることから、継続事業が目につきますが、認定こども園施設整備事業、母子保健事業費、出産・子育て応援などの新規事業もあります。

町収入である歳入については、町民税、固定資産税など、少し増えたようです。また、国、県の交付税支出金の増額などにより、未確定財源を組むことなく上程できたことは役場の職員の努力と考えます。

財政面の好転はなかなか望めないのが実情ですが、町民の暮らしに御迷惑をかけずに、この町で暮らしてよかったと感じていただけるように、予算書をこれからも作成してください。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第15号 令和5年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和5年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。山口議員。

○ 7 番

新年度の国民健康保険特別会計予算については反対をいたします。

平群町の現在の国保税の税率は、今年度引下げがありました。それでも県下で一、二の高さです。奈良県はですね、来年4月、要するに2024年度から国保税を、奈良県内のどの自治体に住んでいても同じ料率に統一するという事です。それがもし強行されれば、基本的には、市町村の裁量で税率を奈良県と一緒にしなくてもいいわけですが、今の奈良県の状況の中ではですね、39市町村全て同じ料率に、それぞれの市町村長がそういう方向でされるというようなことですので、この平群町も例外ではないでしょう。そういう中で考えればですよ、新年度の国保税、基本的には自治体、平群町で言えば西脇町長の裁量で決められる最後の機会ということになるわけですよ。その最後の機会をですね、一応、2月の国保の運営協議会の中で今年度の決算見込みが出てますけれども、この決算見込みで言うと、約2億円の剰余金が残ると。若干上下することはあると思いますが。その2億円のうちですね、この間下げたのは、1回目が3,000万円と今年度が1,800万ぐらいですから、4,000万円ちょっとなんですね。ですから、もう1段階、今年度と同じぐらい、1,700万円、1,800万円ぐらいですけれども、その引下げぐらいいはね、本来、最後の年にやって、2024年度、県が決めた料率、それが正しいかどうかは別にしてですね、その料率に、県一斉に一緒にすると言ってるわけですからそれに合わせ、そういうこともできるわけですよ。

そういう中で、予算委員会で我が党議員から質問あったときに下げる気はないということですから、見直す気はないということですから、それでは、住民に対して、私はやっぱり町の姿勢が失礼な態度だというふうに思ってますので、まだ6月議会で下げるという機会はありますけれども、町はその方向にないということですので、それならば、やっぱりこの予算案については賛成できないということから反対をいたします。

以上です。

○議 長

岩崎議員。

○ 1 番

議案第 17 号 令和 5 年度平群町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対応する予算を計上しています。令和 5 年度当初予算の概要説明においてもありましたが、歳出において、療養諸費及び県国民健康に資するための納付金と病気の早期発見、重症化予防により、療養諸費の抑制を図るため、がん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、人間ドック助成等の保健事業費を計上しております。

令和 5 年度予算は、令和 4 年度予算と比べ、約 5,000 万円少ない予算計上となっています。これは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の減少によるものです。保険給付費は減少していますが、それに見合う県からの交付金も減少するため、収支のバランスは保たれています。県に納める国民健康保険事業費納付金については、その財源が保険税となっているわけですが、保険税は 4 年度に均等割を 4,000 円減税し、5 年度においても引き続き減税した状態で予算計上されていますので、県に納める納付金の財源が不足することになります。その不足分は剰余金を活用し、収支バランスを保たれています。

今後、不測の事態に備えるため、剰余金をある程度残し、剰余金を活用して被保険者の負担を軽減したことは評価できます。

6 年度の国民健康保険の県単位化が目前に迫っています。安定した財政運営を維持したまま移行していただくことを期待して、今回の予算案に賛成いたします。

以上です。

○ 議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第 17 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第17号 令和5年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 令和5年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和5年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 令和5年度平群町下水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和5年度平群町下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和5年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 令和5年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第21号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和5年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第22号 令和5年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和5年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和5年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第24号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにはいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和5年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第25号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第25号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり可決することにはいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和5年度平群町用地先行取得事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

午後3時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時58分)

再 開 (午後 3時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

続きまして

日程第13 発議第1号 平群町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第1号

平群町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年3月23日

提出者 岩 崎 真 滋

賛成者 長 良 俊 一

〃 馬 本 隆 夫

平群町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

平群町議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

平群町議会の個人情報の保護に関する条例

この条例は、6章57条と附則で構成されており、条例の構成の朗読をもって議案の朗読に代えさせていただきます。

第1章は条例における総則を定めたもので、第1条はこの条例の目的、第2条はこの条例で使用される用語、第3条は議会の責務について、それぞれ定めるものです。

第2章は個人情報等の取扱いについて定めるものとなっており、第4条は個人情報の保有の制限等、第5条は個人情報を取得するときの利用目的の明示、第6条は不適正な利用の禁止、第7条は適正な取得、第8条は正確性の確保、第9条は安全管理措置、第10条は従事者の義務、第11条は漏えい等の通知、第12条は利用及び提供の制限、第13条は保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、第14条は個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、第15条は仮名加工情報の取扱いに係る義務、第16条は匿名加工情報の取扱いに係る義務について、それぞれ定めるものです。

第3章は個人情報ファイルについて定めるものとなっており、第17条は個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めるものでございます。

第4章は個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めるものでございます。第1節は開示に係る規定で、第18条は開示請求権、第19条は開示請求の手續、第20条は保有個人情報の開示義務、第21条は部分開示、第22条は裁量的開示、第23条は保有個人情報の存否に関する情報、第24条は開示請求に対する措置、第25条は開示決定等の期限、第26条は開示決定等の期限の特例、第27条は第三者に対する意見書提出の機会の付与等、第28条は開示の実施、第29条は他の法令による開示の実施との調整、第30条は開示請求の手数料等について、それぞれ定めるものでございます。

第2節は保有個人情報の訂正について定めるものとなっており、第31条は訂正請求権、第32条は訂正請求の手續、第33条は保有個人情報の訂正義務、第34条は訂正請求に対する措置、第35条は訂正決定等の期限、第36条は訂正決定等の期限の特例、第37条は保有個人情報の提供先への通知について、それぞれ定めるものでございます。

第3節は保有個人情報の利用停止について定めるものとなっており、第38条は利用停止請求権、第39条は利用停止請求の手續、第40条は保有個人情報の利用停止義務、第41条は利用停止請求に対する措置、第42条は利用停止決定等の期限、第43条は利用停止決定等の期限の特例について、それぞれ定めるものです。

第4節は審査請求について定めるものとなっており、第44条は審理員による審理手續に関する規定の適用除外、第45条は審査会への諮問、第46条は第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等について、それぞれ定めるものでございます。

第5章、雑則となっております。第47条は適用除外、第48条は開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、第49条は、個人情報等の取扱いに関する苦情処理、第50条は個人情報の適正な取扱いを確保するための審査会への諮問、第51条は施行の状況の公表、第52条は委任について、それぞれ定めるものでございます。

第6章は、第53条から第57条まで、罰則について定めるものです。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(平群町個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 平群町個人情報保護審査会条例(令和5年3月平群町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(「個人情報保護法」という。)」の次に「及び平群町議会の個人情報の保護に関する条例(以下「議会個人情報保護条例」という。)」を加える。

第2条第1項に次の2号を加える。

(4) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。岩崎議員。

○1番

提案理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、令和5年4月1日からは改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)が全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることとなります。

一方で、地方公共団体の機関のうち、議会については、個人情報保護に対する基本的責務等の規定を除き、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、法の適用対象から除外されました。現在、議会の個人情報保護については平群町のルールが適用されており、個人情報保護制度の見直しに関する最終報告において、「ほとんどの

団体が議会は個人情報保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである」とのことから、執行機関と個人情報の取扱いに差異が生じないようにすることが適当と考えます。

以上のことから、平群町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第1号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 平群町議会の個人情報保護に関する条例の制定については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第14 発議第2号 物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書
(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第2号

物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年3月23日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

〃 山口昌亮

物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書（案）

厚生労働省は本年1月20日に2023年度の年金額改定をおこないました。その内容は物価変動率がプラス2.5%、名目賃金変動率がプラス2.8%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を上回るため、改定のルールにより、67歳以下の改定率は名目賃金変動率と同率の2.8%、68歳以上の改定率は物価変動率の2.5%をそれぞれ適用するとしました。

しかし、重大なことは3年ぶりにマクロ経済スライドを適用し、2023年度の調整（削減）分マイナス0.3%と2021～2022年度の繰り越し分マイナス0.3%を合わせ0.6%削減したことです。

結果67歳以下の年金受給者は2.2%、68歳以上は1.9%のプラス改定になったが、物価との関係で見れば、実質的に最大0.6%の減額となり、この11年間で公的年金は実質7.3%減額となります。

一方、物価は異常な高騰をみせています。昨年12月の消費者物価指数は食料品7%、電気料金21.3%、ガス料金23.3%の値上げとなっています。その後も高騰が続いています。

このような状況を鑑み、年金の適正な改定・物価高騰に見合った年金引き上げを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○5番

ただいま事務局長のほうから読み上げていただきました物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書（案）について、私、稲月敏子、提出者として趣旨の説明をさせていただきます。

異常な物価高騰に国民生活は大変苦しく、国民の中から悲鳴がたくさん聞こえてくる状況になっています。特にこの冬は寒さが厳しく、電気・ガス料金の

高騰から暖房費が心配で、エアコンは使わないで我慢をして、結果、体調を崩す、そういった高齢者もたくさんおられたということもお聞きをいたしております。こんな中での年金者の適切な年金引上げ、これは、高齢者の方々の生命を守るものそのものではないでしょうか。

この意見書の本文にもありますように、2023年度は若干の引上げ、67歳以下は2.2%、68歳以上で1.9%のプラス改定となったものの、物価との関係で見るとマイナス0.6%の減額となっております。後期高齢者は、今年の10月から、多くの方々が窓口負担が1割から2割を払わなければならないという大幅な負担増ともなっております。実際、引上げになった額というのは僅かなもので、老齢厚生年金を受けておられるモデル世帯と言われる家庭で、これは夫婦2人という設定だそうですけれども、これで、お二人で4,889円の引上げというような中身だそうです。これでは、高齢者の命や暮らしを守る年金の改定とはとても言えるものではないと考えます。

物価高騰に見合う引上げをすることは、年金受給者のためだけではなく、大きく言えば消費の拡大につながっていく、日本経済の回復にも大きく貢献していくことにもつながってまいります。

以上のことから、本意見書を平群町議会からも提出をしてまいりたい、こう考え、議員の皆さんに御賛同を頂きたいと、この意見書については提出をさせていただきました。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第2号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付するこ

とにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第2号 物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書（案）は原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定しました。

続きます

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町長

3月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月2日より本日までの22日間の会期において、令和5年度の各予算をはじめ、全ての上程案件につきまして慎重審議を頂き、可決、同意を賜り、誠にありがとうございました。

町政2期目に当たり、町民の皆様と約束させていただきました6項目について着実に実施し、皆さんとともに輝く平群の未来をつくるため、全力で取り組んでまいります。御支援、御協力、よろしく願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、今議会が任期最後の議会となるわけでございます。これを最後に勇退される議員さん、また次期に頑張ってください

議員さんがいらっしゃいますが、皆様方におかれましては、4年間、平群町発展のために御尽力いただきました。皆様方の御苦勞に敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

今年度も残すところ10日足らずとなりましたが、令和4年度の業務に区切りをつけて、来るべき令和5年度からは気持ちを新たに、職員が一丸となつてしっかりと行政を進めてまいる所存でございます。議員の皆様方には、御指導、御鞭撻を賜りますことを改めてお願い申し上げます。

それでは、皆様方のますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、3月議会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和5年平群町議会第2回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時36分)